

法人役員報酬規程

社会福祉法人 白寿苑

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿苑（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とし継続かつ定期的に就業する者をいう。

3 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

4 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員の報酬は、別表1に定める年度総額の範囲内で支払う。

(非常勤役員及び評議員の報酬等)

第4条 非常勤役員が理事会に出席又は理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表2に定める年度総額の範囲内で、1日分の報酬を支払う。

2 評議員が評議員会に出席又は理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表2に定める年度総額の範囲内で、1日分の報酬を支払う。

3 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、交通費及び日当等の費用弁償については別に定める法人役員旅費規程（国内・国外）により支給する。

(役員賠償責任保険の個人負担分保険料)

第5条 役員賠償責任保険の個人負担分保険料について、各役員に当年度分保険料を役員数で除した額（端数繰上げ）を当年度最初の理事会開催時に支給する。また、その保険料は役員報酬から控除するものとする。

(支給日)

第6条 常勤役員等の報酬等は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

2 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、第5条を除きこの規程を適用しない。なお、費用弁償については、職員の出張旅費規程を適用する。但し、傷害保険の付保については法人役員旅費規程（国内・国外）に準ずる。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

[附則]

第1条 この規程は、平成23年 6月 1日から施行する。

第2条 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

第3条 この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。

第4条 この規程は、平成29年 4月 1日以降の評議員会の議決のあった日から施行する

別表1 常勤役員の報酬等（円）

役職	報酬月額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)
役員（常勤・理事）	450,000	9,400,000 (内賞与額4,000,000)

※費用弁償費は法人役員旅費規程に準ずる

別表2 非常勤役員及び評議員の報酬等（円）

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年度総額 (合計)
役員（非常勤・理事）	10,000	100,000	400,000
役員（非常勤・監事）	10,000	100,000	200,000
評議員	10,000	100,000	700,000

※費用弁償費は法人役員旅費規程に準ずる